

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続可能な企業価値向上を達成するため、経営の透明性の確保、リスク管理体制の強化、コンプライアンス(法令順守)の徹底と企業倫理の確立を図り、経営システムを整備し、激変する経営環境下においても迅速かつ柔軟に最適な経営判断を行い、ステークホルダー全体のために必要な施策を実施していくことをコーポレートガバナンスの基本方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】

株主が議決権を行使しやすい環境提供は必要と認識しております。議決権電子行使プラットフォーム、招集通知の英訳については、当社の株主数や海外投資家等の構成比率を勘案し、必要に応じて検討いたします。

【補充原則1-2-5】

当社は、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。今後、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わる対応を検討いたします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)経営理念、経営戦略、中期的な業績予測

<経営理念>

「豊かな暮らしのお手伝い」を通じて、ステークホルダー全体にとっての企業価値を高めていく。

<経営戦略>

「オンリーワンの生活産業」を目指して、所有する全ての経営資源を環境変化に対応させて最大限に活用していく。賃貸不動産部門は安定した売上と利益を担い、サイクル部門は90年の信用力と企業ブランド(安全・安心・高品質・独自性)の維持を担う。

<中期的な業績予測>

中長期的な業績予測については、激しく変化するビジネス環境の中で、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から開示しておりません。

【補充原則3-1-2】

当社は、当社の株主における海外投資家等の比率を踏まえ、英語での情報の開示・提供の必要性は少ないと考えております。今後、外国人投資家の構成が増加し重要となった場合は検討を行ってまいります。

【補充原則3-2-1】

(1)外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定しておりません。今後必要に応じ監査役会にて協議・決定する予定です。

(2)外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人であるみかさ監査法人は、独立性・専門性共に問題はないものと認識しております。

【補充原則4-1-2】

中長期的な業績予測については、激しく変化するビジネス環境の中で、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から開示しておりません。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外役員3名(うち、社外取締役1名、社外監査役2名)を選任しており、社外取締役1名、社外監査役1名を金融商品取引所の定める独立役員として登録しております。独立社外取締役は1名ですが、当該独立社外取締役は取締役会にて意思決定を行う際の適切な監督・助言を行っており、経営の健全性・透明性が確保され、独立したチェック機能を働かせる体制が効率的に機能しております。また、取締役会以外にも適宜各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、監査役会等との連携に支障はありません。当社の事業規模等を勘案して、現在は独立社外取締役を2名以上とする必要はないと考えております。

【補充原則4-8-1】【補充原則4-8-2】

現時点において独立社外取締役の積極的な意見をいただいております。また、独立社外取締役の意見等は取締役会等で直接いただいております。連絡・調整等の必要性はないものと考えております。よって筆頭独立社外取締役の設置は行っておりません。今後その必要性が発生した場合は設置に向け検討を行います。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役3名(うち、1名は社外取締役(独立役員))で構成され、知識・経験・能力を全体としてバランスよく適材適所の観点から選定しております。一方、現在のところ、財務・会計に知見を有する監査役を1名以上選任する基準はありません。当社は、財務会計については職業的専門家である会計監査人の財務諸表監査を受け、また、内部監査人として公認会計士1名を選任しており、監査役に要求される財務・会計に

関する適切な知見は、会社全体として保持されていると認識しております。

また、当社は、取締役会の実効性評価は実施しておりませんが、取締役会の機能を向上をさせるという観点から、各取締役の自己評価を参考とした分析、評価及びその結果の概要に係る開示については、今後の課題として認識しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、取締役会の実効性評価は実施しておりませんが、取締役会の機能を向上をさせるという観点から、各取締役の自己評価を参考とした分析、評価及びその結果の概要に係る開示については、今後の課題として認識しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

中長期的な業績予測については、激しく変化するビジネス環境の中で、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標を開示しておりません。一方、単年度予想と実績との乖離に関する原因分析は定期的に行っており、決算発表等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。

また、現在および将来の事業環境を分析・把握して、変化に対応しつつ最善の経営戦略を立案実行するよう努め、中長期的には株主総会招集通知及び有価証券報告書にて開示しております「対処すべき課題」等で説明をしております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との関係の強化、事業戦略上の重要性等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断された場合、政策保有株式を取得・保有し、その保有の合理性を取締役会で毎年度確認いたします。

当該企業の中長期的な企業価値の向上、当社事業に不利益を与える可能性等を勘案し、議決権の行使について総合的な判断を行っております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者との取引を行う場合は取締役会規程に基づき、当該取引につき取締役会に付議し決議するものと定めております。また、一般の取引と同様に、価格、手続き、条件の妥当性を検討のうえ決定しております。

更に、当社はすべての役員に対して、1年に一度、関連当事者間の取引について調査表によるチェックを行い、関連当事者との取引の有無や取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は適切に開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役報酬の決定にあたっては、法令順守による企業価値の最大化を目指し、業績向上への意欲を高め、職責および個々の貢献度並びに、今後担うべき役割等を総合的に勘案し決定いたします。取締役社長は、上記の方針に基づき、株主総会決議による取締役の報酬総額の限度内で、その原案を策定し、取締役会の決議により決定しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任にあたっては、企業経営の諸問題に精通し、人格、識見、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有していると判断した人物を選定します。監査役候補者の選任にあたっては、取締役の職務執行の監査を行うことができる豊富な経験と見識を有する人物を選定します。取締役社長は、上記の方針に基づき、社外役員の意見を踏まえて取締役および監査役候補者を指名し、監査役候補については監査役会の同意を得たうえで取締役会に候補者を提案します。取締役会は、取締役社長の提案理由を踏まえて、各候補者について審議し、候補者を決定いたします。

(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補者の経歴と選任理由を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、法令・定款において定める事項、取締役会規程に定める事項並びにその他経営上重要な業務執行に関する事項を決定・監督しております。それ以外の個別業務執行については、決裁権限表を定め、委任の範囲を明確にしております。

【原則4-9 社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び金融商品取引所が定める独立性基準をもとに、取締役会で審議検討することで独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、取締役3名(うち、1名は社外取締役(独立役員))をもって構成され、当社の事業規模において適切であると考えております。当社の取締役会は、当社事業・業務に関する知識・経験・能力等のバランス・多様性に配慮しております。また、取締役候補者の選任については、本人の人格、識見、能力等を総合的に勘案し、適任であると判断した人物を総合的に勘案し、取締役会決議において決定しております。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役は、自身の受任者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。また、当社は、株主総会招集通知、有価証券報告書において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職状況を毎年開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社は取締役・監査役に対して、当社の経営課題、法令遵守等に関する必要な知識の習得を適宜行うことを目的として、個々の取締役・監査役に適したセミナー等の機会を提供するとともに、その費用の支援を行っております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では体制整備・取組みに関する方針について明確に定めたものではありませんが、株主との対話については基本的にES部を統括受付とし、株主からの事前の対話内容を確認し適宜担当取締役等にて建設的な対話を行うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ツノダメンテナンス	152,737	19.75
松澤孝一	29,300	3.79
株式会社愛知銀行	20,000	2.59
池本治	19,800	2.56
株式会社シマノ	15,000	1.94
中昌直	15,000	1.94
猪子公子	14,700	1.90
花房太郎	13,400	1.73
成瀬桂子	11,000	1.42
角田京子	9,369	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無 更新	株式会社TNDホールディングス (非上場)

補足説明 **更新**

株式会社TNDホールディングスは、当社株式に対し公開買付けを実施した結果、公開買付けの決済開始日である平成29年12月29日付で当社株式を271,655株(当社の総株主等の議決権の60.75%(注))を所有する親会社となっております。

なお、「大株主の状況」については、平成29年6月30日を基準日とする株主名簿を基に記載しております。

(注) 当該割合については、当社が平成29年11月10日付で公表した「平成30年6月期第1四半期決算短信(日本基準)(非連結)」に記載された平成29年9月30日現在の発行済株式総数(773,500株)から、同日現在当社が保有する自己株式数(326,277株)及び株式会社ツノダメンテナンスが保有する単元未満の当社株式数(37株)を控除した株式数(447,186株)に係る議決権の数(4,471個)を分母として計算しております(小数点以下第三位四捨五入)。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	6月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

当社は上場会社として一定の独立性を確保し、親会社との取引に際しては、取引条件が第三者との通常の取引条件と著しく相違しないことを十分に確認しており、少数株主に不利益となることのないよう努めて参ります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 **更新**

株式会社TNDホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの成立(平成29年12月26日公表)により、平成29年12月29日付で当社の親会社及び主要株主が異動いたしました。親会社からの独立性確保に関する考え方、施策等については「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおりです。

なお、新たに当社の親会社及び主要株主となった株式会社TNDホールディングスは、今後、当社株式のすべて(ただし、当社が保有する自己株式及び株式会社ツノダメンテナンスが保有する当社株式を除きます。)を取得するための一連の手続を実施することを予定しており、これに伴い、当社株式は上場を廃止することとなる予定です。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	5名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山本隆雄	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本隆雄			山本隆雄氏は、企業経営者としての豊富な知識及び経験ならびに幅広い見識を有しており、高度な視野から当社の企業活動に助言いただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、当社と同氏との間には、過去および現在において人的・資本ならびに利害関係がなく、当社経営陣から著しい支配を受ける、または当社経営陣に対して著しい影響を及ぼす可能性がないことから、当社は一般株主と利益相反する恐れがないものと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人および内部監査人と定期的に会合を持ち、意見交換や監査手法等について助言を得るなど相互連携の強化を図るとともに、内部統制機能の所轄部署であるES部と連携を保ち、必要に応じて調査を求めることが出来る体制を整え、監査機能の強化に努めております。また、内部監査人は、監査計画に基づいて内部監査を実施し、業務を法令・規則及び社内規程等に即して行われているか厳正に監査を実施しております。内部監査状況を監査役に報告するほか、必要に応じて内部監査に立会いを求めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中根浩二	弁護士													
田中清隆	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中根浩二			中根浩二氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に精通しており、客観的中立の立場から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任しております。また、当社と同氏の間には、過去および現在において人的・資本ならびに利害関係がなく、当社経営陣から著しい支配を受ける、または当社経営陣に対して著しい影響を及ぼす可能性がないことから、当社は一般株主と利益相反する恐れがないものと判断しており、独立役員として指定しております。

田中清隆	田中清隆氏が所属するテミス綜合法律事務所との間に顧問弁護士契約を2014年9月まで締結しておりました。同所との取引金額は少額であり、社外監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。	田中清隆氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に精通しており、客観的中立の立場から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役として選任しております。
------	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項	
---------------	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

該当事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
--------------	--

平成29年6月期(自平成28年7月1日 至平成29年6月30日)における取締役3名及び監査役3名に支払った報酬額は以下の通りです。

取締役報酬総額 46,926千円

監査役報酬総額 7,428千円

注1.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2.取締役の報酬限度額は、月額7,000千円以内(ただし、使用人分給与を含まない)であります(平成22年9月22日第74期定時株主総会決議)。

3.監査役の報酬限度額は、月額1,000千円以内であります(昭和57年9月29日第46期定時株主総会決議)。

4.報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額6,834千円(社外取締役を除く取締役2名に対し6,726千円、社外監査役を除く監査役1名に対し108千円)が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
------------------------	--

当社の取締役報酬の決定にあたっては、法令順守による企業価値の最大化を目指し、業績向上への意欲を高め、職責および個々の貢献度並びに、今後担うべき役割等を総合的に勘案し決定いたします。取締役社長は、上記の方針に基づき、株主総会決議による取締役の報酬総額の限度内で、その原案を策定し、取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、ES部が必要の都度、経営に関わる必要な資料の提供や事情説明を行う体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<業務執行について>

当社の経営上の意思決定機関は取締役会であり、原則毎月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会には取締役、監査役、経営監督委員が出席し、経営の方針、法令や定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項を

審議・決定、ならびに業務執行の監督および進捗報告を行い適切な運営に努めております。

< 監査役・監査役会について >

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成されております。各監査役は会社法に基づき会社の業務監査を実施するとともに、毎月開催される取締役会の出席および決裁事項等の文書閲覧を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。また、監査法人による会計監査の報告を踏まえ、定期的に意見交換を実施するとともに、必要に応じて内部監査人と連携して監査を実施するなど社内情報を把握しております。

< 経営監督委員会等その他第三者の状況 >

当社は経営監督委員を任命し、高い見識と理念によって取締役の職務執行の監視と適切なアドバイスを受けております。また、当社は、会計監査人のみかさ監査法人と監査契約を締結しております。監査役と監査法人は双方の監査についての状況報告並びに情報交換のために定期的な会議を設けております。

< 内部監査について >

当社は、内部監査業務を内部監査人(公認会計士1名)に委託し、監査計画書に基づき、厳正な監査を実施しております。また、その結果を代表取締役および監査役に適宜報告し、年間を通じて情報交換を実施しております。

なお、当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当いたしません。同法の規程に基づく監査役会及び会計監査人を設置することといたしました。社外取締役を1名選任及び社外監査役を2名選任し、経営監視機能の充実を図っております。

以上の体制をとることにより監査機能が十分に確保され、正確な経営情報の把握と公正な意思決定、企業活動が実行できると判断しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模や事業内容等を勘案し、客観的、中立的視点での経営監視機能が十分整っているものと判断し、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年9月開催の第81期定時株主総会招集通知は、法定期日より6日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月に定時株主総会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報、その他の適時開示情報、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会招集通知を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	ES部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会規程、組織規程、職務分掌規程等の諸規程を整備・運用することにより、役職員の職務権限を明確にします。
2. 企業理念、行動憲章、行動指針、コンプライアンス規程を定め、諸規程では明確に判断できない場合の行動基準、判断基準を明確にします。
3. 内部通報規程を定め、法令違反等に関する相談、通報制度を整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に関する重要な文書等については、法令及び社内規程に基づき適切に保存するものとします。
2. これらの文書については、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう社内規程に基づき文書の整理及び保存を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

1. 各部署の業務に付随するリスクについては各部署で対応します。
2. 内部監査を実施することにより、各部署の業務執行につき、損失の危険のある行為、又は状態の有無について監査し、そのような行為、又は状態の有無を発見した場合は、直ちに社長に報告し、適切な処置をとります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催します。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、補助使用人を置くものとします。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人を置く場合には、当該使用人の業務指示は監査役が行うものとし、当該使用人の異動、評価、懲戒については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保します。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や行為を発見した時は、直ちに監査役に報告するものとします。
 2. 監査役は独立性をもって、各部署に赴き、業務の状況の確認やヒアリングをすることができます。
- なお、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不当な取扱いを行うことを禁止します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、書類の閲覧や質問を行うことができます。
2. 監査役は、その他あらゆる会議に出席することができます。
3. 監査役は、内部監査人、会計監査人、顧問弁護士と連携し、効率的・実効的な監査を行います。
4. 監査役がその職務の遂行に係る費用の支払いを求めた場合、当該監査役の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、当社がその当該費用を負担します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ・反社会的勢力による不当請求に備え、平素から警察や弁護士等の外部専門機関から情報の収集・管理を行います。
- ・いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、資金提供等は絶対に行いません。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、「行動指針」には反社会的勢力との関係遮断を明文化し、「コンプライアンス規程」には有事に備え、社外弁護士事務所に常時相談できる体制を構築しております。また、反社会的勢力の対応は、ES部を統括部署として組織的に対応するとともに、関係行政機関や社外弁護士事務所等との連携体制強化を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社の機関と内部統制システムの関係は次のとおりです。

